

平成17年度「魅力ある大学院教育」イニシアティブ 採択教育プログラム 事業結果報告書

教育プログラムの名称 : 学生主導型の研究マネジメント力養成
機 関 名 : 北海道大学
主たる研究科・専攻等 : 法学研究科法学政治学専攻
取組実施担当者名 : 古矢 旬
キ ー ワ ー ド : 基礎法学、実定法学、新領域法学、政治学、国際関係論

1. 研究科・専攻の概要・目的

北海道大学大学院法学研究科は、1953年に民事法専攻・修士課程（学生定員20名）をもって発足した後、改組拡充を重ね、教官を充実して、1980年代末には、民事法専攻・公法専攻の2専攻の下で、博士前期課程38名、博士後期課程18名の学生定員を有し、その間に多数の研究者を養成してきた。

1990年代には、高学歴化社会における高等教育への需要の高まりに応ずるために、平成3年に社会人特別選考を実施し、平成4年に学内措置として博士前期課程に2年制の専修コースを新設した（応用法学、公共政策、国際関係Ⅰ、国際関係Ⅱ。学生定員24名）。さらに、平成12年の大学院重点化の際には、従前の民事法専攻・公法専攻の2専攻を法学政治学専攻の1専攻に再編するとともに、同時に専修コースを拡充した（高度応用法学、法務、公共政策、国際総合。学生定員58名）。この間、平成6年にジュニア・リサーチ・ジャーナルを刊行して、博士前期課程修了論文のうち優れたものを公表する媒体を確保した。また、平成12年に研究部を高等法政教育研究センターに改組した。

2000年代に入って、平成16年には、それまでの法学政治学専攻に加えて、実務法曹の養成を目的とする法律実務専攻（法科大学院）を新設し（学生定員100人）、続いて平成17年の公共政策学連携研究部・教育部（公共政策大学院）の開設に際しては、法学研究科の教員のうち11名が専任教員として異動し、5名が兼任教員となった。

以上の沿革を経て、今日、本研究科は法学政治学専攻と法律実務専攻の2専攻を置き、法学政治学専攻においては、研究者を中心に大学・企業法務・ジャーナリズム・教育等の広い分野で活躍する高度な専門的職業人の養成を目的とし、法律実務専攻においては高度な専門性、幅広い視野、人権感覚と倫理性を備えた実務法曹の養成

を目的として、法学・政治学の最先端の多角的な研究による知見に基づく教育を遂行している。また、公共政策大学院とは、その教育への積極的な協力と、教員の定期的な人事異動を通して、密接な連携関係にある。

学生定員・教員定員・現員は、法学政治学専攻についてみると、この間の法科大学院・公共政策大学院の開設にともない縮減した。すなわち、学生定員は、平成15年度まで博士前期課程58人、博士後期課程29人であったが、平成17年度以後は、平成16年度の博士前期課程30人、博士後期課程15人である。教員（現員）は、平成15年度までは法学研究科・法学政治学専攻全体で74名であったが、法科大学院と公共政策大学院の開設に伴い相当数の教員がその専任教員となったため、平成17年度以後の法学政治学専攻の専任教員は、博士前期課程・博士後期課程は43名、兼任教員は博士前期課程は29名、博士後期課程は46名となっている。

このように2つの専門職大学院の開校により、法学政治学専攻の規模は縮小したが、この間のカリキュラム改革と博士論文完成に向けた系統的指導により、課程博士学位取得者は、平成8～10年度には5名であったが、平成11～13年度には9名、平成14～16年度には12名、平成17～18年度には10名と着実に増加している。

2 教育プログラムの概要と特色

（1）本教育プログラムの概要

本教育プログラムは、平成17年に実施された法学政治学専攻（研究大学院）の再編成を受ける形で、大学院教育の実質化を目指すものであった。

まず、平成17年の再編成は、①《複眼的専門知》を備えた視野の広い研究者養成、②体系的コースワークの設定、③研究基礎力の養成、④修士論文・博士論文完成に

向けての系統的な指導の4つを基本理念として実施された。

本教育プログラムは、このような大学院教育の実質化による研究能力養成と並行し、それと車の両輪をなす形で、「研究マネジメント力」の養成を目的とした。「研究マネジメント力」とは、研究者個々の実践的な研究推進能力、すなわち研究テーマの設定から学位論文の完成にいたる研究過程を主体的に設計・組織化し、自律的に管理し、段階的に実施してゆく能力を意味する。

本教育プログラムの特徴は、「学生主導型」という理念にある。具体的には、各年度毎に本研究科の学生から優秀者を競争的に選抜し、自立的な学生組織たる「研究推進ボード」を編成し、以下の活動を行う。①学生の間から研究プロジェクト案を公募・選考し、採択案ごとに小委員会を設けて推進する。②学生のイニシアティブによる研究会、ワークショップ等を計画・組織・実施する。③学内外や国外から先端的な研究者を招聘したシンポジウムを開催する。④以上②③の成果をまとめて論文集を編集し、刊行する。

これらの活動全般について、研究科教授会により選任された教員から構成される「支援ボード」が指導助言す

る。このボードは、学生の活動の単位認定についても責任を負う。

(2) 本教育プログラムの特色と期待される成果

本プログラムの独創性は、以下の諸点に求められる。

①優秀な若手研究者の育成のために、自立的な実践的研究推進能力（「研究マネジメント力」）の養成が不可欠であることに注目していること。②そのために学生自身を主体とする「研究推進ボード」を設けていること。③「研究推進ボード」を、大学院生のうちから専門分野横断的に、優秀者を競争的に選抜して編成することによって、大学院教育に専門分野の枠を越えた開放性と競争性を導入すること。④本プログラムを、大学院教育の実質化というもう1つの課題と連動させるために、国際的共同研究などに経験豊かな教員を構成員とする「支援ボード」を設置すること。

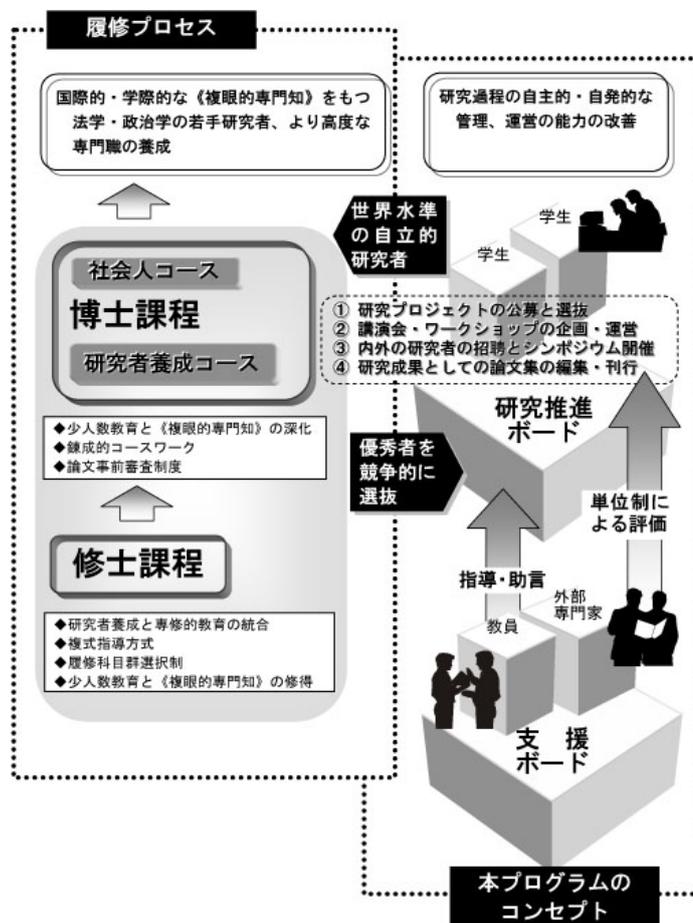
従来には見られないこのプログラムには、次の成果が期待された。①学生は、ボード・メンバーとしての自発的活動の中で、真に自立的な研究者となる基盤を確立することができる。②その他の学生も、ボード主催の学生主導型共同研究事業に主体的に参加することを通じて、自立的な研究姿勢を身につけてゆく。③大学院教育の実質化のためには、コースワークの充実、体系化とともに、研究プロセスの自立的管理能力の必要があることを示す先駆的試みとして、多大の波及効果をもつ。

3. 教育プログラムの実施状況と成果

(1) 教育プログラムの実施状況と成果

まず、(A) 学生主導型の事業を推進するための環境整備として、事業開始後直ちに、①大学院生を主体とする「研究推進ボード」の設置、②教員による「支援ボード」の設置、③学生活動の拠点とするオフィス立ち上げ、を行った。この環境整備は「学生主導型」を掲げる本事業の特色の一つであり、重要な意義を有するものであった。

こうした環境整備の上に展開された (B) 実質的活動は、①研究推進ボードが自らの発案と責任により企画し遂行する研究会・シンポジウム企画を中心に、②研究推進ボードのメンバーと海外の若手研究者の間での積極的かつ実質的な国際交流企画の実施を行い、③支援ボードによる、大学院教育の実質化を図るための



【図1：履修プロセスの概念図】

教員主体の国際交流企画を加えることで、一層の広がり
と厚みを持たせる形で実施された。事業期間の最終段階
では、④研究活動の成果のうち特に重要な部分をブック
レットとして刊行するための活動にも取り組み、後掲(2)
で述べる社会への情報発信という形で結実した。さらに、
⑤(③を除く)活動全てを「学生主導」で行いつつ、支
援ボード教員との緊密な連携を維持するために、専用オ
フィスにおいて研究推進ボード会議を定例で開催すると
ともに、研究推進ボードと支援ボードの間で毎月1回の
定例合同会議を開催した。

以下では、活動項目ごとにその実施状況と成果を報告
する。(必ずしも時系列順ではないが、これは本事業の多
様な活動ごとの特色と成果をより明確にするためである。
各活動の時期・年度については適宜記載してある。)

(A) 学生主導型の事業に向けた環境整備

① 大学院生主体の「研究推進ボード」の設置

初年度の「研究推進ボード」設置に際しては、法学研
究科の研究者養成コース所属の大学院生に本事業の趣
旨・内容を周知させる説明会を行い、志願者について競
争的選抜を行い(25名中9名を選抜)、さらに次年度の
冒頭に活動実績・意欲等を精査の上若干のメンバー更
新を行うことで、学生の中に競争的環境を醸成するこ
とができた。また、この過程を経ることによって、学生に「研
究推進ボード」のメンバーとなることの自覚と責任感を
植え付けることができた。

② 教員による「支援ボード」の設置

本事業は「学生主導」を掲げるものであるが、適切な
教員の関与はむしろ「学生主導」を実質化・活性化させ
る契機として必要と考えられた。そこで、共同研究プロ
ジェクトや国際的な研究交流の経験豊富な7名の教員で
構成される「支援ボード」を設置し、学生主導の活動に
対する助言・支援に当たる体制を整えた。

③ 学生活動の拠点とするオフィス立ち上げ

「研究推進ボード」が一連の研究企画を現実に遂行す
るにあたり、恒常的に活動の拠点としうような場所が
必要であったが、大学内のスペースが極度に不足してい
ることから、ミーティング・オフィスを借り上げ、ここ
を活動拠点とした。具体的には、推進ボード会議および
教員も含めた合同会議の定期的開催、シンポジウム企画
実現のための連絡作業(電話応対等も含む)その他準備

作業の拠点、準備研究会の開催、来賓の応接等、「学生主
導」かつ対外的にも責任ある事業活動展開に不可欠の機
能を担うことになった。このオフィスの環境整備も、(大
学事務の所管に属する)契約に関する事項を除いて、全
て学生主導で行われたことは、他に例を見ないものとし
て特筆に値すると考える。

以上の環境整備は、ほぼ全て初年度(平成17年度)
に行われた。事業採択から年度末まで時間がなく、前例
のない試みでもあったため、実質的作業に従事した大学
院生を中心にかなりの労力を要した。その結果、かなり
早期に実質的活動の開始につなげることができた。

(B) 実質的活動

① 「研究推進ボード」主催研究会の開催

本事業の活動実績の核となるのは、研究推進ボードが
主催した研究会企画である。学生主導の下、学外はもち
ろん、海外の一線級の研究者を積極的に招聘して開催さ
れた研究会・シンポジウム企画は、実に計7回を数えた。
実質1年4ヶ月という限られた事業実施期間、および大
学院生が直面する時間的・環境的制約を考慮すれば、こ
れは特筆すべき成果であると言えよう。以下に、そのリ
ストを掲げる(所属・肩書は全て当時のものである)。

第1回(2006年3月17日)

企画者：池直美(北大法学研究科博士課程3年)

「ガバナンスの視点から見る国家と市民社会の
インターアクション：タイを事例に」

発表者：藤岡理香(Ph.D. Candidate, SOAS, University of
London)

コメンテーター：山崎幹根(北大法学研究科助教授)

司会：池直美

第2回(2006年3月20日)

企画者：池直美(北大法学研究科博士課程3年)

「1945年後東アジアにおける「記憶の場」としての
文禄・慶長の役(壬辰倭乱、壬辰衛國戦争)」

発表者：Hinrich Homann(Ph.D. Candidate,
Trier University, Germany)

コメンテーター：Dr. Yonson Ahn(East Asia Studies
Institute, University of Leipzig)

司会：池直美

【写真1：第1回研究会での藤岡氏】(次頁左)

【写真2：第2回研究会でのHomann氏とAhn氏】(次頁右)

第3回 (2006年3月25日)

企画者：大島梨沙 (北大法学研究科修士課程2年)

「婚外関係の多様化と法的保護のあり方
～自己決定を支える法の論理」

報告者：二宮周平 (立命館大学大学院法務研究科教授)

報告者：渡邊泰彦 (東北学院大学大学院法務研究科
助教授)

コメンテーター：大島梨沙

第4回 (2006年8月29日)

企画者：宮崎悠 (北大法学研究科博士課程3年)

「世紀転換期におけるポーランド政治」

報告者：Dr. Wladyslaw Bulhak

(Instytut Pamieci Narodowej, Poland)

報告者：Grzegorz Krzywiec

(Ph.D. Candidate, Polska Akademia Nauk, Poland)

コメンテーター：安井教浩 (長野県短期大学

多文化コミュニケーション学部助教授)

コメンテーター：福田宏 (北海道大学

スラブ研究センター助手)

司会：林忠行 (北海道大学副学長)

共催：北大スラブ研究センター 東欧中域圏研究会

第5回 (2006年10月28日)

企画者：室木絢子 (北大法学研究科博士課程1年)

「遺贈と相続分指定」

報告者：伊藤昌司 (同志社大学大学院司法研究科教授)

司会・コメント：室木絢子

共催：北大法学研究科 民事法研究会

第6回 (2006年11月4日)

企画者：千田航 (北大法学研究科修士課程2年)

「レジーム転換とジェンダー」

報告：田村哲樹 (名古屋大学大学院法学研究科助教授)

「ジェンダー政策・言説政治・制度改革」

報告：堀江孝司 (名古屋大学人文社会学部助教授)

「戦後日本の女性政策の展開」

討論者：千田航・池直美 (北大法学研究科助手)

主催 文部科学省科学研究費基盤研究 (A)

「脱「日独型レジーム」の比較政治分析」

共催 文部科学省科学研究費学術創成研究

「グローバル化時代のガバナンスの
変容に関する比較研究」

第7回 (2007年2月16日)

企画者：池直美 (北大法学研究科助手)

「トリア市緑の党：市民運動から国民の政党へ」

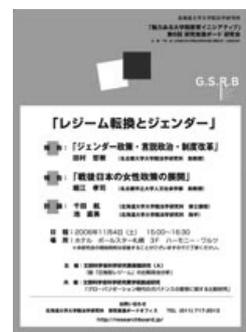
報告者：Sigrun Priemer (ドイツ・トリア市市議会議員)

コメンテーター：吉田徹 (北大法学研究科助教授)

司会：池直美



【写真3：第3回ポスター】(上左)



【写真4：第6回ポスター】(上右)

これらの研究企画の実施は、大学院生が自らの研究テーマに関連する研究会・シンポジウムを企画・提案するところから始まる。国内外の一線級の研究者を招聘するにあたっては、例えば指導教員の紹介状といった形での教員からのサポートは受けつつも、基本的に発案者である大学院生が企画の立案と実行に全面的な責任を負う形で、「学生主導型の研究マネジメント力」を実践的に養成することが目指された。大学院生は、招聘予定者への依頼状の送付と意向確認に始まり、日程調整、報告題目の調整、討論者やコメンテーターの手配、会場の手配、招聘者の旅程管理、ポスター等での広報活動に至るまで、およそ一つの研究企画を実現するに当たって必要な「マネジメント」の全てを自ら行った。これは、しばしば大学院生が負担する学会業務の下請け等とは全く異なる。すなわち、研究の企画は自らの発案によるものであり、専ら自らの研究の質を高めるために行われる。この中には、自らの研究テーマに関連する国内外の一線級の研究者と交流を深め、自らの研究構想に実質的な示唆・教示を受けるといったものも含まれる。実際、本事業で企画を実現した大学院生が、招聘した学外の研究者によって高く評価され、学外の研究会に招待され報告をする機会を

与えられるという事例もあった。結果として、本事業の実施期間を通じて、全国的研究会に大学院生を報告者として派遣（4回、各1名）、セミナーに参加者として派遣（1回、3名）することができたが、こうした研究ネットワークの形成は、将来的に大学院生の研究上の財産となり、実質的な研究の質の向上へとつながる「研究マネジメント力養成」の成果の一つと言えるであろう。

一方で、本事業は、大学院生個人の企画を無批判に支援し実現させるものではない。大学院生が発案した企画は、まず研究推進ボード会議で同僚の peer review に晒され、そこで承認されたもののみが、支援ボードの承認を得るべく、合同会議に付議される。支援ボード教員は、大学院生の企画案について、研究会テーマ設定・招聘者の選定・予算規模の適切性、実現可能性（研究推進ボードの大学院生は、対外的には北海道大学法学研究科の名前で交渉するため、企画を頓挫させて招聘者に迷惑をかけるという事態は厳に戒められる）について、厳しくチェックを行う。実際、この段階で大幅な変更ないし撤回を余儀なくされた企画も散見されたが、これも「研究マネジメント力養成」の観点からは不可欠の教育的な考慮に基づくものである。近年の傾向として、日本学術振興会の DC、PD のように、大学院生が自らの研究計画を説得的に提示して競争的な研究資金を獲得することが重視されるようになってきている。本事業では、大学院生が企画案を提示して教員を説得するに際して高い水準のものを要求したが、これは若手研究者に必須の「研究マネジメント力」を錬成する機会を提供するものでもあった。

② 国際交流企画の実施

「研究マネジメント力養成」を掲げる本事業の最終的な目標は「現代社会のニーズに応えるための国際的・学際的な《複眼的専門知》をもつ法学・政治学の若手研究者の養成」であり、研究推進ボードの大学院生が海外の若手研究者と積極的・実質的に学問的交流を深めることは、極めて重要である。この観点から、本事業では、計2回の「海外遠征企画」と計3回の大学院生の海外派遣を実施した。それぞれ概要は以下の通りである。

1) 海外遠征企画

第一に、研究推進ボード全体が関与する企画として、海外の若手研究者との学問的交流を深めるとともに、そこで得た知見を研究推進ボードの活動に反映することを主眼として、平成17年度中に以下の2回が実施された。

第1回海外遠征企画（2006年1月2日～7日）

The 10th International Youth Leadership Conference (Prague, Czech Republic) 参加



【写真5：プラハにて各国の参加者と記念撮影】

第2回海外遠征企画（2006年3月1日～11日）

Wisconsin Law School および Harvard Law School 視察



【写真6：Wisconsin Law Schoolにて、学生の Law Review 編集委員からの聞き取り調査の様様】

いずれの企画においても、参加した大学院生は、海外の若手研究者との交流から、研究方法の多様性、各国の研究者養成方法の違い、学生主導の研究推進活動のあり方等、日本では知り得ない貴重な知見を得て帰国した。米国の Law School の紀要 (Law Review) は学生のみで構成される編集委員会によって企画・編集・発行されるという伝統があるが、その運営の実態について Wisconsin 大学、Harvard 大学両校において聞き取り調査を行い、非常に有益な成果を得たことは成果の一例である。

ここでも特筆すべきは、上記の活動は、事前の準備、旅程の手配、受入先との折衝等も含め、専ら大学院生の主導で行われたということである。万が一の事故に備えて責任者として支援ボードの教員も少数名随行したが、現地での活動はほぼ全て大学院生の発案と責任において行われた。教員が用意したメニューを消化するのではなく、大学院生自身が試行錯誤して自らの力で国際交流を成功させたことは、「研究マネジメント力養成」の観点から極めて意義深いものと言える。

2) 大学院生の海外派遣

さらに、研究推進ボード所属の大学院生個人の研究を支援するための短期（10日前後）の海外派遣を、計3回（いずれも平成18年度）実施した。外国の一線級研究者

との面談・国際シンポジウムへの出席・国際的な研究センターでの若手研究者との交流等、国際的な視野を備えた若手研究者を養成するために有益な活動を希望する大学院生には、綿密に企画された短期の海外渡航計画を提出させ、支援ボード教員が協議の上適切と判断したものについて海外派遣を実施した。

単に大学院生個人の求めに応じて海外に渡航させるのではモラル・ハザードを惹起し、本事業の趣旨にも反するため、支援ボードによる審査は極めて厳格に行った。具体的には、活動目的、本人の研究テーマとの関連性(当然、上記①で述べた研究推進ボードとしての研究企画との関連性が重視される)、現地での行動計画等を精査し、不明確・不適切な点は企画の練り直しあるいは企画自体の取り下げを要求することも厭わなかった。本事業の趣旨が「研究マネジメント力の養成」を目的とするものであることからすれば、これは当然の措置であった。

なお、本事業における海外派遣に関しては、研究者が短期海外渡航の名目として一般に挙げる「文献収集」を適切な理由付けとして認めない方針を採用した。厳格に過ぎるとの見方もあり得るが、このような厳格な基準によってはじめて、(自らの研究のため、と称して安易に行われがち) 海外渡航を、研究会企画と同等の教育的価値のあるものとして、本事業の受託した資金によって支援することが正当化される、と我々は考えたのである。

派遣された大学院生は、海外渡航終了後速やかに活動報告書を提出することを求められ、さらに定例合同会議において報告して、計画に問題がなかったか事後的にチェックを受けることとされた。これらの措置の結果、「研究マネジメント力養成」という本事業の目的に相当程度忠実な形で海外派遣が行われたと考える。

③「支援ボード」主催企画

「学生主導型」の企画である本事業では、教員は基本的に研究推進ボードに助言を与える立場であるが、教員が自らの国際的ネットワークを利用して、大学院教育の実質化のための方向性を探る国際的なシンポジウム等を開催することは、むしろ本事業の目的に適合するものであり、大学院生主導の活動を補完し厚みを与えるものと位置づけられた。このような観点から、以下の3つの国際交流企画が行われた。

1) 支援ボード主催国際シンポジウム(2006年3月27日)

「研究者養成大学院教育の現状と課題」

第1セッション(10:15-12:15)

司会：吉田克己(北大法学研究科教授)

報告：Laurent Leveneur(パンテオン＝アサス(パリ第2)大学教授・法学政治学研究科長)

「21世紀初頭フランスにおける法学研究者養成」

報告：Pascal Mbongo(ポワチエ大学教授・パリ政治学研究センター教授)

「法の領域、法の市場の変動に直面するフランス公法学研究者養成」

コメント：瀬川信久(北大法学研究科教授)

第2セッション(13:00-16:00)

司会：尾崎一郎(北大法学研究科教授)

報告：Amy Cohen(オハイオ州立大学教授)

「借用について：学際的手法による法学研究についての考え方の共有」

報告：Charles Wilson(オハイオ州立大学准教授)

「21世紀初頭の米国における法学教育の構造」

報告：Alan Chan(国立シンガポール大学教授)

「人文学及び社会科学の大学院教育の開発の問題」

コメント：眞壁仁(北大法学研究科助教授)

パネル・ディスカッション(16:30-18:00)

パネリスト：Leveneur, Mbongo, Cohen, Wilson, Chan,

岡田信弘(北大法学研究科長)、尾崎、

花松泰倫(北大法学研究科博士課程2年)

2) 支援ボード主催講演会(2007年2月26日)

「国際弁護士の業務と国際的なキャリア形成」

講師：佐野万智子弁護士(Massachusetts州弁護士)

司会：新堂明子(北大法学研究科助教授)

共催：北大法学研究科附属高等法制教育研究センター

3) 支援ボード主催スタッフセミナー(2007年2月28日)

第1セッション(10:30-12:30)

司会：会澤恒(北大法学研究科助教授)

報告：Daniel Givelber(Northeastern大学教授・前学部長)

「刑事手続き法としての合衆国憲法
——テロリストの拘束と死刑」

第2セッション(13:30-15:30)

司会：藤谷武史(北大法学研究科助教授)

報告：Martin Allen (Boston 大学客員教授・弁護士)
「米国企業・税務弁護士について
——実務及び法学教育における経験から」

④ ブックレット刊行作業

研究成果の社会への発信のため、研究推進ボード企画の研究会の成果をブックレットとして刊行した（内容は後掲(2)を参照）。この点でも、大学院生がほぼ全ての活動を主導し、編集者との連絡、校正等の作業をこなし、年度内の刊行にこぎつけた。この点も、他に例を見ない成果であると言えよう。

⑤ 事業の推進体制

上記活動の全て（ただし③を除く）を「学生主導」で行いつつ、支援ボード教員との連携を維持するために、

(1) 研究推進ボードメンバーは定例で研究推進ボード会議を開催して、緊密に意思疎通を行い、(2) 研究推進ボードと支援ボードの間で毎月1回の定例合同会議を開催し、研究推進ボードと支援ボードの連携を維持した。すでに述べたように、支援ボードは学生主導の企画に対して助言を与えるとともに不十分な点をチェックする役割を担った。「研究マネジメント力養成」に向けた支援ボードのそのような支援を通じて、従来の相対の指導・被指導関係とは異なる質の教員と学生との関係が産み出されつつあることも、本事業の成果と評価しうる。

(2) 社会への情報提供

① ホームページ

本プログラムについては、開始直後からホームページを作成し、公開した (<http://researchboard.jp>)。大学院の公式ホームページからリンクを張り、アクセスしやすくする工夫をした。

同ホームページにおいては、「研究推進ボード」の活動の概要、メンバーの紹介、研究会やシンポジウムの告知、海外視察旅行の報告、刊行物の紹介などを行った。

② 活動報告集

2年目（平成18年度）の活動終了と同時に、『活動報告集』を発行し配布した。研究推進ボード学生メンバー8名と研究支援ボード教員メンバー5名がそれぞれの活動を総括する、94頁の冊子である。プログラム実施にあたって関係のあった関係部局、研究者等に郵送した。

③ ブックレット

研究推進ボードの企画になるシンポジウムのベースとして、「研究推進ボード主催公開ワークショップシリーズ」と題するブックレットを5冊刊行した。

- 1 『ガバナンスの視点から見る国家と市民社会のインターアクションを事例に』(61頁)
- 2 『1945年後の東アジアにおける「記憶の場」としての文禄・慶長の役（壬辰倭乱、壬辰衛國戦争）』(56頁)
- 3 『婚外関係の多様化と法的保護のあり方』(100頁)
- 4 『世紀転換期におけるポーランド政治』(114頁)
- 5 『遺贈と相続分指定』(56頁)

いずれも、シンポの報告原稿、質疑の記録を中心に、学界の最新水準に定位した研究記録をなしている。これらのブックレットは、関係研究者、部局、図書館等に広く配布した。なお、3については、質疑応答記録を除いた報告・コメント原稿を『北大法学論集』57巻4号に掲載し、抜き刷りを関係研究者に配布した。



【写真7：ブックレット No.4 表紙】(上左)

【写真8：ブックレット No.5 表紙】(上右)

④ その他

研究推進ボードのオフィスには可能な限りメンバーが常駐し、シンポジウム等についての外部からの問い合わせに即座に対応するよう心がけた。

毎回の研究会、シンポジウムのたび毎に掲示用ポスターを作成し、全国に郵送配布した。

4 将来展望と課題

(1) 今後の課題と改善のための方策

本プログラムの遂行を通じて明らかになった課題は以下の通りである。

第1に、本プログラムのような活動を、学生メンバー個々人の研究とどのように整合させるかである。日々の授業と研究、論文執筆で時間的にも心理的にも金銭的にも重い負荷を負っている学生が、さらに「イニシアティブ」を発揮してワークショップやシンポジウムを企画し、

成果の公表を行うためには、相応の余裕や対価がなければならぬ。それをどのように制度化するかが課題である。

第2に、ボードメンバーを選抜学生に限定したことは本プログラムの理念からして不可避のことであったが、他方でその負の効果として、ボード外の学生とボード学生との間に距離が発生した面がある。「優秀学生」ではないと位置づけられたボード外学生の多様なサポートがなければ、ボード活動を通じての研究科全体の学術活動の促進はおぼつかない。選抜学生とそれ以外との協働をいかに確保するかが課題である。

第3に、会計年度の制約ならびに予算執行上の責任から、学生に十分な情報と権限が与えられなかったために、学生のイニシアティブ力が十分に発揮しきれなかった点も指摘しなければならない。学生に直接予算執行権限を与えることは制度上不可能なのでやむを得ない面もあるが、学生メンバーはほとんど予算に関する情報を得られないまま企画実現をしなければならなかった。

これらの課題に関して改善の方策として次のように考えている。

第1の問題については、本プログラムが行ったような単位認定だけでなく、学生の個人研究テーマに即した関係研究者の招聘や資料収集、アーカイブ化などをより有機的に行えるよう、柔軟な予算的措置を講じることで、一定の対処が可能であろう。シンポジウム等を通じて得た学界の最新情報や人的コネクションが、メンバー学生の論文執筆や留学準備に役立つというのは、本プログラム実施中にも見られた利点であるが、それをより引き出せるような制度的仕組みが必要である。また、学生のこうした「課外」活動が、学界への学術的貢献として正当に評価され学生たちの独立研究者としての学界デビューへの一助となる仕組みも必要である。そのためには、学界の文化が変わらねばならないが、他方で、支援教員が、活動の宣伝や位置づけ、学界へのイントロダクションなどにおいて一層尽力する必要があるだろう。

第2点については、研究推進ボードのような選抜制度が良い意味での学生間の競争の活性化につながるような研究科内文化の変化が根本的に求められ、そのためには選抜やボード組織運営におけるフェアネスとオープンネスとアカウントビリティが必要であるが、それに繋がる改善策として、学生選抜過程における先任学生メンバーの参加（ないし意見陳述権）や助教院生協議会のような

既存の自治組織との連携などが図られるべきであろう。また、今回はボード・オフィスをキャンパス外に設置したが、できれば研究科建物内に設置し、メンバー外学生の出入りが容易になるように工夫することも一向に値する。

第3点については、問題の性質上端的な解決が難しいが、予算の執行残額や使途制限などについて、教員側がもう一段積極的に情報を開示することで、ある程度は緩和できると思われる。他方で、純粋な自己目的のために予算にフリーライドしようと目論む一部メンバーの行動に対する相互規制もまた、裏腹の問題として必要になるであろう。

(2) 平成19年度以降の実施計画

時限プロジェクトとしての研究推進ボードが残した遺産を活用すべく、以下のような計画をさしあたり考えている。

第1に、教員が主体として運営している研究科内の各種研究会の企画運営における学生参加の促進を、教員および学生に呼びかける。本プロジェクトが明らかにしたのは、惰性に溺れない真に意欲に富んだ学生の企画力と交渉力であった。このことを、教員集団も理解し、より積極的に活用すべきである。

第2に、大学卒業後ただちに博士前期課程に入学し研究者を目指す従来型の学生による今回のプロジェクトの応用発展版として、留学生、専門職大学院（法科大学院、公共政策大学院）学生、同修了者（法曹資格者等）、社会人学生等、多様な給源の学生を糾合するような新研究推進ボードの立ち上げを構想している。予算的裏付けがなければ無論実現は困難であるが、前段階の準備として、各種学生を緩やかに繋ぎ止める討議フォーラムの構築を行いたい。さしあたりは年数回の口頭による討議集会が中心になるが、同時にメーリングリストなど、電子技術を活用した意見交換の場を設けたい。

第3に、今回ボードメンバーも執筆に加わったブックレットならびに『北大法学論集』論文が大変好評であったことから、博士後期課程の学生の執筆する研究ノートやコメント、研究報告等を積極的に紀要に掲載したり冊子化して配布する手だてを早急に整えたい。若い研究者の野心的な著作が学界に貢献するところは大きく、同時にそれは彼ら自身の「業績」として多面的な効用を有している。

「魅力ある大学院教育」イニシアティブ委員会における事後評価結果

【総合評価】
<input type="checkbox"/> 目的は十分に達成された <input checked="" type="checkbox"/> 目的はほぼ達成された <input type="checkbox"/> 目的はある程度達成された <input type="checkbox"/> 目的は十分には達成されていない
〔実施（達成）状況に関するコメント〕 「学生主導型の研究マネジメント力を養成する」という教育プログラムの目的に沿って、院生を主体とする「研究推進ボード」の設置、教員による「支援ボード」の設置、学生活動の拠点となるオフィスの立ち上げなど、その計画は概ね実施されており、大学院教育の実質化に大きく貢献している。 学生主導型の事業を推進する環境の設定は、我が国の大学院教育の今後に大きな波及効果をもたらすことが期待される。 研究推進ボードの活動状況については、ホームページ、活動報告集、ブックレットなどを通じて、広く社会に対し積極的な情報提供が行われている。 個人の研究促進、課程博士の学位授与数の増加などに一層の工夫が施されれば、一層の成果を期待することができよう。
（優れた点） ・ 上記のとおり、学生主導型の事業を推進するための環境整備を終えた上、研究推進ボード主催の研究会の開催、国際交流企画の実施が着実に進められていることは、大学院生に対し体験を通じて、研究マネジメントを学ばせ、主体性を涵養するという本教育プログラムの目的が相当に達成していることを示すものである。
（改善を要する点） ・ 現段階では、本教育プログラムと個人の研究促進との結び付き、課程博士学位授与の増加は十分でないが、今後、本教育プログラム内の学生と外の学生との間に格差に配慮しつつ、個人の研究促進、学位授与数の増加に積極的に結び付けていくことが強く望まれる。